

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 2 月 2 2 日

越前市長 山田 賢一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
大塩町
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和 4 年 2 月 1 0 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
中心経営体数
個人：5 経営体
法人：4 経営体
任意組織：1 経営体
※協議の結果、個人 1 経営体を新たに追加
4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。
5. 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 今後の地域農業のあり方
法人 A、法人 B、法人 C、任意組織 A、個人 A、個人 B、個人 C、個人 D を中心
経営体とし、農地集積を図る。
特別栽培米の生産に取り組み、農産物の高付加価値化を図る。